

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

1 概 要

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（以下「政令」）が平成 27 年 3 月 11 日に公布されたことに伴い、北九州市国民健康保険条例（以下「条例」）を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する必要があるため、市長専決処分により条例の一部改正を行ったもの。

2 改正内容

これまで、**暫定措置**として実施されてきた「都道府県単位の高額な医療費に係る交付金事業」が、平成 27 年 4 月 1 日から**恒久化**されることに伴い、政令の規定に従って、「一般被保険者に係る基礎賦課総額」の算定に関する**条例付則**（第 14 項）の規定を**条例本則**（10 条の 3）に**編入**するもの。

※「一般被保険者に係る基礎賦課総額」は、医療分の保険料の算定基礎となるもの

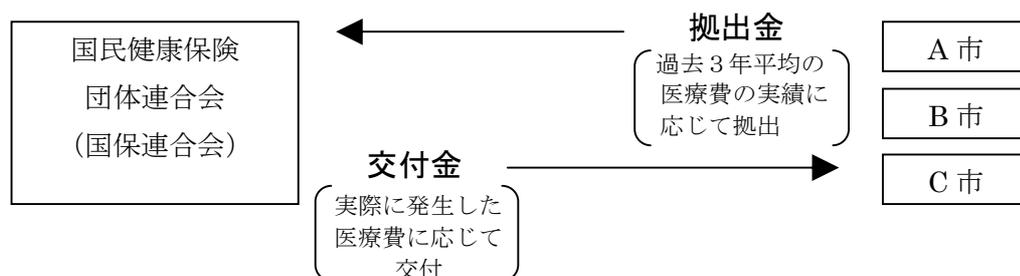
【都道府県単位の高額な医療費に係る交付金事業】

（1）目的

高額な医療費の発生による市町村の国保財政への影響を緩和するため、高額な医療費の一定部分を都道府県内の市町村が共同で負担するもの。

（2）事業の流れ

各都道府県の国保連合会が全市町村から過去の医療費の実績に応じて、拠出金を徴収し、高額な医療費の発生状況に応じて、交付金を交付する。



3 施行日

平成 27 年 4 月 1 日